

前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の改正について（議案第135号）

介護保険課

1 改正の理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 居宅介護支援事業所の管理者として主任介護支援専門員を確保することが著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができることとする。
- (2) 令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

3 施行期日

令和3年4月1日（ただし、2の(2)については、公布の日）